

北海道議會時報

第一卷第三號

昭和二十四年七月

目次

◎特別委員會	二
△行政機構調査特別委員會	二
△外地同胞引揚對策特別委員會	三
◎常任委員會	三
△商工、總務、總務商工、經濟、水産、民生、開拓及農地、土木、林務、勞働及建築	三
◎各種會合	五
△北海道綜合開發審議會在京委員會會議	五
△同 同小委員會	五
△第三回「北海道綜合開發審議會	五
△第四回「北海道綜合開發審議會	五
△全國都道府縣議會會館運營委員會	五
△全國議長幹事會	五
△一道北部七縣議會事務局局長會議	五
◎雜錄	九
△決議案及び建議案處理の經過	九
△土木委員上京陳情經過	九
△新設本道出先機關	九
△來 往	九
△議員の動靜	九
◎資料	三三
△全國議長會におけるハワード・D・ポーター氏講演	三三
△地方自治廳(設置法及組織規程)	三三
△公選による公職とは	三三
△教育基本法第八條の解釋について	三三
△各府省中央機構一覽表	三三
◎片々錄	三五
△島めぐり記、△請願の取扱について	三五
◎圖書目録	三六

特別委員會

▲行政機構調査特別委員會

○六月一日午後二時十五分道議會第二委員室で開會、今後の具體的調査方針について種々意見の交換をなし、その結果本廳における現在の機構を基礎として、各部課の整理統合と事務簡素化等につき分科會を設け調査することとなり主査及び調査擔當部を次の通り決定して午後五時十分閉會した。

第一分科會 主査田中(信) 委員後藤、立原、本間(武)各議員

調査擔當部 總務、民生、勞働の各部出納局及びその他委員會(農地委員會を除く)

第二分科會 主査蒔田、委員時田、横山、山田(清)各議員

調査擔當部 水産、經濟、農地の各部(農地委員を含む)

第三分科會 主査西田、委員四十榮、武田各議員

調査擔當部 建築、林務、開拓、土木の各部

○六月十一日及び十三日の兩日に亘り、道議會議長室で開會、各分科會において、本廳各部課各委員會事務局等について調査した結果につき、各主査より報告があつてそれに基づいて種々検討し更に進んで支廳その他出先機關についても調査するの必要を認め各分科會毎に次の通り各出先機關の實地調査を行うことを決定して午後三時五十分閉會した。

第一分科會 主査石狩、渡島、後志、檜山各支廳管内

第二分科會 主査上川、空知、留萌、宗谷、網走各支廳管内

第三分科會 主査釧路、日高、十勝、釧路國、根室各支廳管内

▲外地同胞引揚対策特別委員會

○六月二十一日午後一時四十分副議長室で開會、居島世話課長より引揚船の状況並に附隨事項についての説明を聴取し引揚船入港に際して状況調査の

ため次の通り委員を派遣することを決定し更に引揚者に対する慰問方法その他具體的事項を協議して、午後二時二十五分閉會した。

舞鶴班 高橋(源)、窪田、吉田、石崎各委員
函館班 井川、太田、糸川、本多(正)、本多(吉)、西村、渡邊(照)各委員

舞鶴の引揚状況調査

高橋(源)、窪田、吉田(定)、石崎の各委員は六月二十六日より七月十日まで十五日間に亘り舞鶴における引揚状況を調査すると共に慰問激勵をなしたが引揚船の入港出港の状況及引揚者数は下記の通りである。

一、引揚船の状況

(一) 引揚第一船團

第一船高砂丸、第二船永徳丸、第三船第一大拓丸、第四船信濃丸

(二) 舞鶴出港

高砂丸六月二十三日、永徳丸六月二十四日、第一大拓丸六月二十六日、信濃丸六月二十七日

(三) ナホトカ出港

高砂丸六月二十五日、永徳丸六月二十七日、第一大拓丸六月二十九日、信濃丸六月三十日

(四) 舞鶴歸港

高砂丸六月二十七日、永徳丸六月三十日、第一大拓丸七月二日、信濃丸七月三日

二、引揚者數

(一) 高砂丸	二、〇〇〇名	本道關係	二〇四名
(二) 永徳丸	二、〇〇〇名	同	一一九名
(三) 第一大拓丸	二、〇〇〇名	同	一三九名
(四) 信濃丸	二、〇〇〇名	同	二二二名

常任委員会

▲商工委員會

○六月二日工業試験施設状況調査のため琴似町所在試験場を視察し引続き午後五時二十五分道議會第一委員室で委員會を開會、豊羽鑛山復興のため創立せんとする會社に對し、道費壹千萬圓を出資することについて審議過半数を以つて本件を可決し午後五時四十分閉會した。

▲總務委員會

○六月十九日午後五時四十分豊羽鑛山視察後定山溪ホテルにおいて開會、豊羽鑛山復興のため創立せんとする會社に對し、道費壹千萬圓を出資する事の可否について検討したが、結論を得ずして午後六時五十五分閉會した。
○六月二十日午後一時四十分道議會議長室で開會、前日に引き続き道費壹千萬圓出資の可否について慎重な検討が加えられた結果、これがため、特に増税することなく一般財源より出資すべきであるとのことに決定し、一旦休憩午後三時十分再開豊富村所在の天鹽拓殖實習場の廢止に伴うこれが施設を豊富村に拂下げの可否について協議、その結果施設に對する評價資料を蒐集しこれにもとづいて更に検討することに決した。後人事課長より道職員の設定員制について、總務部長より興農公社に對する増資について夫々説明を聴取し午後三時三十五分閉會した。

▲總務商工合同委員會

○六月二日午後二時三十分道議會第一委員室で開會、西川議員より豊羽鑛山復興に關する經過説明を聴取、種々質疑應答があつて十九日に豊羽鑛山の實地調査をなすことに決定して午後五時二十分閉會した。
○六月十九日豊平町所在豊羽鑛山の現況調査を行つた。
○六月二十日午後二時四十分道議會第一委員室で開會、豊羽鑛山復興のため

めに創立せんとする會社に對し、道費壹千萬圓を出資することについて協議、その結果これが豫算措置を知事に要望することを決定して午後三時二分閉會した。

▲經濟常任委員會

○六月八日午後一時三十八分第五議員室に開かれた。後藤委員より温冷床資材不良による現地視察の状況、中村經濟部長より工業試験場に於ける調査の結果について夫々報告があり、次いで時田委員長より損害賠償の請願の採否を諮たが目下調査中であり更に小委員會に於て審議する事となつた。請願第三號種子馬鈴薯確保に關する件については異議なく決定道内國營牧野閉鎖に伴う道營移管について審議したが近く現地視察の上決定する事となつて午後五時閉會した。

○温床資材不良對策小委員會七月九日午前十一時四十五分議長室に開かれた大鹽農務課長の上京後の經過報告があり水稻温床油脂加工紙使用状況調によりて質紙應答があつた。次で損害賠償の責任の有無に關して活潑な意見の開陳があつた結果請願第五號の損害賠償に關する件については損害賠償を目途とする(一)(二)(四)の條項については其の原因が油紙加工會社に有り道は行政的部面に於て責任あるも經濟的責任を負う可きでないとして不採擇と決定した尙本件には理由を付して經濟委員會に報告する事として午後二時散會した。

▲水産常任委員會

○六月五日より十四日まで十日間石崎副委員長、吉田(豊)、中牧、森川、朝日の各委員は、留萌支廳管内の港灣施設状況の調査をなした。
六月六日留萌市集合、七日―焼尻村燒尻港、八日―天賣村天賣漁港、九日―仙法志村政泊船入調、十日―鷺泊村鷺泊船入調、十一日―船泊村船泊、東上泊船入調、十二日―稚内市稚内港、聲間、ウロンナイ、豊濱の各船入調、十三日―稚内市拔海船入調

○六月二十九日十二時一分第二議員室で開會 内地底曳機船入漁問題について水産部長より水産廳の立場と今日に至る迄の経過報告あり。本道の小手操船の整理と入漁問題及密漁船取締に關する道の方針等について質疑應答が重ねられたが結論を得るに至らず。

内浦灣漁民代表の陳情、水産試驗場の本省移管に關する知事及試驗場長の意見等を聴取し、續いて水産部追加豫算に對する説明があつて午後五時三十分散會した。

○六月三十日午前十時二十分第二議員室で開會 前日に引續き入漁問題を檢討し水産資源の減少下にある今日何等理由なき入漁は絶體反對なるも水産廳に於ける許可方針及理由等を調査し再檢討することに決定した。次いで鮭鱒捕獲事業運営について森場長の計畫發表ありて午後六時十五分閉會した。

▲民生委員會

○六月一日午後一時四十五分民生部長室で開會 民生部所管事務について各課長より夫々説明を聴取し午後四時三十五分閉會した。

○六月二十一日午後零時十分道議會第三委員室で開會 旭川綜合木工作業所の不正行為として指摘せられた事項について、民生部長及び社會課長より夫々説明を聴取し、真相究明のため實地調査することとし、佐藤(初)、西村、林の各委員を旭川市に派遣せしめることを決定して午後一時二十五分閉會した。

▲開拓及農地委員會

○六月二日午前十時四十一分道議會議長室で開會 總務課長より開拓會館開發審議會及び昭和二十四年度公共事業費豫算についての説明を聴取、さきに廢止と決定した北見、天鹽拓殖實習場整理のため土地、山林、建物及び附屬施設等の現況を調査するの必要を認め總務開拓兩委員會に於て合同調査をなす事に決定して午後四時五十二分閉會した。

▲土木委員會

○六月十七日より二十六日まで十日間岩本委員長、宮津副委員長、佐々木(利)、渡邊(秀)、土井、中牧、窪田、吉野の各委員は上川支廳管内富良野美瑛、名寄各町及山部、中富良野、上富良野、神居、江丹別、東神樂、永山、和寒、温根別、上士別、下川、智惠文、中川、幌延、音威府各村道路橋梁及災害狀況其他の土木狀況の調査をなした。

▲林務委員會

○六月二十二日より二日間西川委員長、村山副委員長、北林、高橋(雄)、乾、渡邊(駒)、坂東、田中(巖)、田中(三)林の各委員は旭川、苗穂兩地區林業指導所候補地の狀況調査をなした。

▲勞働建築常任委員會

六月十三日午前十一時十五分建築部長室に於て開かれた。住宅課長より火災狀況、市街地建築法施行に伴う新規定の増加及火災に依る焼失家を補充する爲め國庫補助住宅の枠を枠外として中央に要請する方針等について説明あり次いで夕張市長の火災復興計畫について復興資金の一部を道費より融資願いたい旨の陳情があつて午後二時五分散會

各種會合

▲北海道綜合開發審議會、在京委員會會議

六月九日午前十時三十分より板谷會長、坂東、小笠原、福田、田中、永田、瀬尾各委員出席して開催。板谷會長より事務局長岡田包義氏を紹介後、局長より次のとおり経過説明があつた。

一、事務局は總理廳二階に二十七坪程度の部屋を確保したが調度品はまだ準備が出来ていない。

二、經費はとりあえず北海道より三百萬圓支出してもらうこととしたい
一、事務局職員強化については、道の開發計畫課員十名位及び土木部員が常に上京滞在しているので、その中より常置せしめ兼務するようにしたい。又國の關係は各省の開發計畫に關する局長を専門員に委嘱、課長並びに課員の中より配置轉換してもらうようにしたい。なお將來において豫算に余裕が生ずれば、實業界人、新聞界人よりも委嘱したいと考へている。

一、次長は一人是非おいていただきたい。
次いで

一、審議會性格については各委員共當分の間基礎資料を作成する程度に止めたい旨述べ、山本開發計畫課長より地方開發協議會と協力して進行せしめる旨の説明があつた。

▲北海道綜合開發審議會小委員會

昭和二十四年六月十六日午後一時五十分東京事務所議員室に板谷會長、妹尾、永田、田中(敏文)、田中(元)、坂東、小川原の各委員、岡田事務局長、山本開發計畫課長、東京事務所長出席開會したがその狀況は次の通りである。

一、局長

小委員會と常任委員會との關係につき委員が田中(元)、永野兩氏を除き重複しているので兩氏を追加して併行してやつたらよいと思う。又小委員會は綜合してやつたらよい(専門的になつて綜合するのが難しい)。
一、妹尾委員
小委員會は立案計畫のみにして専門委員會を設け調査し總會に提案するようにしたい。

一、坂東委員

北海道綜合開發計畫を基礎として、それを修正するかどうかを検討して計畫案を定め開發法制定、それには開發省(廳)の設置につき考慮し實施の部面において官營か公社でやるかの考へ方についてたらい。

一、田中(敏文)委員

開發法制定の立案を先にして、計畫は併行して各専門別に検討したらよい。

一、小委員會結論

(一) 常任委員會は本來の性格は世話役的なものとする但し小委員會に合併するよう總會に諮ること。

(二) 開發法案の根本方針は小委員會において審議すること。

(三) 根本計畫は常任委員會で調査することとし明日の總會に諮ること。

一、小委員會提案協議事項

1 小委員會と常任委員會との關係について

2 委員會の運営について

小委員會は開發に關する法案、計畫及實施等の根本問題を討議し案を作成すること。

そのため小委員會は當分の間一週に二回開催し重要問題の大綱を各界(各省及民間)の權威者より聴取すること。

審議會は常任委員會の中間報告又は重要問題を中心として月に一回以上適當なる時期に開催すること。

3 委員會における調査審議の進行目標

開發に關する法案は臨時議會に提出すること。
開發事業計畫に對する根本問題を急ぎ審議して成果を得ること。
附、委員よりの意見及資料は事務局において取纏め各委員に連絡すること。

▲第三回北海道綜合開發審議會

六月十五日午前十時三十分より内閣總理大臣官邸に板谷會長、小川原、田中(元)、坂東、水野、田中(敏)、齋藤、永田、瀬尾、石川、永野の各委員

増田官房長官、岡田事務局長出席開會したが主なる發言は次の通りであつた。

一、板谷會長挨拶

去る六月十三日幹事會を開催した旨事務局長岡田包義氏を紹介、連絡員として田中(元)委員をお願いしたことを報告する。

一、岡田事務局長より次のとおり報告

○ 總理廳内に事務局を設置したこと。

○ 職員は各省より配置轉換すること。

○ 北海道廳より山本開發計畫課長以下五名を委嘱したこと。

○ 經費は九月末まで北海道で考慮してもらうことにしたこと。

○ 安本内に設置されている地方開發協議會の各省の委員と審議會として委嘱すべき専門員と大體合致するので事務的の連繫上委嘱することとしたこと。

○ 永田委員に依頼して拓銀より金融部門を擔當してもらう専門委員を委嘱することとしたこと。

一、板谷會長

北海道開發法制定のためには、國會に特別委員會を設置して併行してやつたらよいと考えている。法案の作成には在京の委員の内から小委員五人位で當つてもらい臨時國會に提出したい。

一、小川原委員

法制化することには賛成だが、審議會の使命に反するように考えるが、政府との連絡はとれているか。

一、板谷會長

議員提出になるから何等差支えない。

一、坂東委員

道選出の國會議員ばかりでなく、委員を増員し、政黨にこだわらず他府縣の議員も委員としなければ回滑にゆかない。

一、田中(敏文)委員

原案を總會において審議してから小委員會を設置すべきである。

一、坂東委員

小委員は在京の委員ばかりでなく七名位にして、道の委員も加えてもらいたい。

一、板谷會長

原案の方向を審議してから小委員會に立案してもらうこととし小委員の人選は會長に一任せられたい。

明十六日午後一時より小委員會、十七日午前十時より總會を開催する。

小委員は小川原、永野、坂東、田中(敏文)、鹿内、永田、田中(元)、瀬尾以上の八名の方にお願ひする。

一、田中(敏文)委員

北海道綜合開發審議會が北海道の利益代表とみられてはすべての點において不利である。審議會性格からいつて、細い點でお願ひしたい問題も多々あるが遠慮している。

一、瀬尾委員

審議すべき方向が何等具體化されていないので、いつも進捗しなくて困る。

建設省次官の最近の狀態を聴取、午後二時散會

▲第四回北海道綜合開發審議會

昭和二十四年六月十七日總理大臣官邸に板谷會長、坂東、瀬尾、永田、

鹿内、齋藤、田中(元)、田中(敏文)の各委員

岡田事務局長、山本開發計畫課長、遠山東京事務所長、吉田總理大臣、増田官房長官出席開會したが協議された事項は次の通りである。

一、坂東、田中(敏文)各委員を常任委員として追加承認を求め、別記運営方法について協議決定の上、小委員長を永田委員に會長が任命した。

一、永田委員より、アメリカ人を囑託として審議すればなお効果的と思う旨發言あり、豫算關係をみて考慮することにする。

二、板谷會長より、開發法制定すること及び豫算措置につき要望し、吉田總理より、人口問題並びに産業開發の面より北海道の綜合開發については政府としては重要問題としてとりあげているから慎重審議してもらいたいとの要請があつた。

一、北海道綜合開發審議會運営方法

(一) 審議會の調査審議方法

1 小委員会は開發に關する法律の原案を作成する。

2 常任委員会は綜合開發計畫の原案を作成する。

3 この場合經濟復興計畫等の計畫部面の積極的な協力を求めること。
總會は小委員會及常任委員會の中間報告及成案を得た事項並びに當面の諸問題を審議する。

但し當面の諸問題の内急を要するものについては常任委員會が總會に代り審議決定することが出来る。

(二) 調査審議の進行目標

1 開發に關する法案は次の臨時國會に提出することを目標とする。

2 開發計畫の樹立は可及的速に成果を得るよう努めること。

一、常任委員會協議事項

1 常任委員長を決定すること。

2 北海道の提出した綜合開發計畫を基礎として調査審議を行うこととする。

3 當分の間は各界權威者の意見を聴取すること。

4 その後計畫案作成についての方法を決定し進行すること。

▲全國都道府縣議會々館運営委員會

○六月六日午前十一時より東京都議會(議員控室)において議會會館運営委員會が開催され九州ブロックの不參加についての問答をなした外次の事項を決定して都道府縣會館及び議會會館を實地視察の上散會した。

決定事項

○西國議長が九州視察の際九州ブロック會議を開催してもらい、それには會長が副會長が出席して、了解を得てから運営委員會を開催して決定すること。

○會館の名稱を財團法人全國都道府縣議會會館とすること。
負擔金の納入最終期は八月三十日とし、その後納入のものは、日歩二錢八厘の利息を各都道府縣にて負擔すること。

協議事項

一、會館の取得方法と運営方法について

二、財團法人の設立について

三、その他

委員

東京、北海道、宮城、神奈川、愛知、大阪、廣島、高知、九州ブロックより一

設立趣意書

民主政治のもと、地方自治制度の劃期的改正により、自治體機能の構成は、執行部門と議決部門の區分が明確化されたとともにその機能は擴充強化せられた。全國都道府縣の議會は同法施行以來二年有餘、地方政治推進の基軸として、その成果を擧ぐるに萬全を期しつつあるのである。

いふまでもなく地方自治の振興は民意暢達のため直接間接に中央政治に密接な連絡をもち、これがため關係方面との連絡乃至陳情はもとより議會相互の連繫協議を要することますます頻繁となり、特に長期國會開催中はその必要の切實と度數は倍加するの實情である。こゝにおいて全國都道府

縣議會はこれらの集合に利便であり且つ地方自治運営の調査研究に益する中央會館設立の急務を痛感要望しているところである。

一面全國都道府縣議會議長會は従來、地方自治の伸張發展を目的とし、大正十二年設立以來二十八年間、その使命達成のため努力して來たり特に最近その組織を強化し、いよ／＼その目的達成に副うべき態勢を整えたのであるが、この會の本來の性格上、財産を擁しての運用は必ずしも適當ではなしとの考えから先般開催の定例大會において、各都道府縣應分の釀金となし、別に財團法人〇〇會館を設立しこれを中心として前記全國都道府縣の要望に應えることを決議したのである。即ちこの會館設立運営によつて自治政治の調査研究は勿論、今後ますます中央、地方の連絡を密にし、もつて自治體政治の伸張に寄與せんとするものである。

事業計畫

寄附金を募集し、約延三七〇坪の會館を得て右の事業を行う。

一、會館の經營、會議場、宿泊所、食堂の經營をする。但し、その利用者は全國都道府縣關係者に限る。

二、地方自治振興に關する全國都道府縣議會議長會の調査、研究に協力する。

▲全國議長會幹事會

○六月七日、八日東京都議會議事堂において開催、次の事項を決定し、第二十八回定例會決議事項中政府その他への陳情事項四十八件につき關係方面え分擔幹事より陳情した。

決定事項

改正内規にもとづく表彰實施の方法と時期については議員及び職員が五月十九日現在（終期）において十年以上勤続（途中斷）した場合五年毎の段階に區別して各都道府縣の推薦により次回總會において表彰する。

地方議會議長の渡米許可については經費は百萬圓を要するので各ブロックより代表一名宛として、ブロックにおいて、半額負擔する方法としなければ行くことが出来ないと考えるが、總司令部の意向を聞いた結果あらた

めて協議すること。

事務局職員の行政整理は事務局機構を強化しなければならぬ現状において極力整理はしないこととし各府縣の實情に應じ處理すること。

▲一道北部七縣議會議事務局長會議

○六月十三日山形縣西田川郡加茂町湯の濱において、第八回一道北部七縣議會議事務局長會議が開催され本道より山日局長が出席したが行政整理と事務局機構、議會及び圖書室の運営、事務局、成文化各種事務處理方針其他につき協議研究を遂げた。

▲決議案及び建議案處理の經過

五月三十一日の道議會で決議された決議案及び建議案は上京の議長及び議員により、それごとく次のとおり關係方面へ陳情した。

提出先	名	陳情受理者	處理月日
宮内府長官 山島 道治	古平町大火御下賜金御禮言上	宮内廳次長 林 敬三	六月九日
總理大臣 吉田 茂	地方配付税増額に關する件 北海道開發のため鐵道建設工事 施行の件 炭礦賃金支拂促進に關する件	林 副總理	六月七日
勞働大臣 鈴木 正文	炭礦賃金支拂促進に關する件	勞働省 政局長	六月九日
大藏大臣 池田 勇人	地方配付税増額に關する件 北海道開發のため鐵道建設工事 施行の件 炭礦賃金支拂促進に關する件	大藏大臣 池田 勇人	六月十日
農林大臣 森 幸太郎	家庭菜園の供出割當撤廢に關する件 國營競馬と道營競馬の人馬交流 に關する件 (酒米市代油加工紙)	農林次官	六月十三日
商工大臣 稻垣 平太郎	炭礦賃金支拂促進に關する件	商工大臣 稻垣 平太郎	六月十日
地方自治廳長官 木村小左衛門	地方配付税増額に關する件 北海道開發のため鐵道建設工事 施行の件 家庭菜園の供出割當撤廢に關する件 炭礦賃金支拂促進に關する件 國營競馬と道營競馬の人馬交流 に關する件	地方自治廳長官 木村小左衛門	六月十日

▲土木委員上京陳情經過

六月八日より六月十三日まで土木委員上京陳情の經過は次のとおりである。

一、六月八日建設省河川局長、防災課長に災害復舊費助成方につき陳情
河川局長は公共事業費の本道割當枠内でやつていただき旨を述べたる
に對し、本道の災害復舊は昭和二十二年、二十三年と累積されてお
り更に、本年度に入つての災害復舊費は十四億圓に達しているの
の内最も緊急を要する四億圓は既定豫算外に補正豫算に計上されたい
旨を力説したの對し防災課長より本件に關しては諒承したから安本
並びに大藏省へ折衝の豫定であるが、地方民の聲としても諸官廳へも
陳情された。

一、六月九日北海道開發審議會出席中の小川原、板谷兩議員に本件の説
明をなし、協力方を懇請次いで經濟安定本部に出向、安本長官並びに
同次官に陳情、建設省においては建設次官並びに建設交流局長に、總
理官邸においては、大藏大臣、建設大臣、増田官房長官にそれごとく前
日同様陳情した。

一、六月十一日民主自由黨訪問廣川幹事長に面接同様の陳情をした。そ
の際同幹事は、「政府に對して補正豫算を組ませるべく努力したい。そ
然しGHQとしては大體において追加豫算を認めぬ方針をとつてい
るから極力地方民の聲として、GHQに對し、強く陳情されたいとの談
話があつた。

一、六月十三日融雪時の土木災害復舊につき坂東議長、宮津議員、渡邊
議員、河川課長は總司令部經濟科學局工業部建設課ハート氏 (Guy A.

運輸大臣 大原 晋三	北海道開發のため鐵道建設工事 施行に關する件	運輸大臣 大原 晋三	六月十日
經濟安定本部長官 青木 孝義	地方配付税増額に關する件 北海道開發のため鐵道建設工事 施行の件 炭礦賃金支拂促進に關する件	經濟安定本部長官 青木 孝義 政務次官	六月十日

part)を訪問陳情したがその要旨は次のとおりである。

議長——政府が補正豫算に計上した場合は承認してやつてほしい又計上するよう援助していただきたい。

H——政府がどのような計畫を樹立するか提出されてからでなければわからない。

政府又は北海道の肩をもつというわけにはいかない。

議長——北海道としては小河川の復舊等出来得る限りの努力をしているので大河川などは國でやつてもらわないと到底不可能な事である。

H——北海道軍政部にも陳情したらよい、自分としては出来得る限りの援助をする。

次に總司令部經濟科學局財政部財政課 Farin氏(次席)を訪問し同様陳情したがその要旨は次のとおりである。

議長——五月十四日よりの融雪時の洪水のため、道路、橋梁等を流失し耕作も出来ない状態にある。日本政府にも陳情したが、補正豫算にて措置せしめ承認するようにしていただきたい。

E——九原則の均衡豫算を遂行するためには、追加豫算に計上することは出来ない。新しい財源を求めてやるか、公共事業費の枠内でやるかでないといけない。

議長——それを枠外で出来るよう認めてほしい。

E——災害復舊は最優先的にやることは認めているが、本州を視察してみて感じたことは、大した重要でない箇所の工事をしている所もある。

宮澤議員——北海道は昨年一昨年と四十億圓の枠中より十八億圓より豫算を配付せられていないので、やりくりがつかない。

E——北海道の實情は解るが、各府縣も同様である。繼續事業でも急を要しない箇所を中止してやつてほしい。

中央政府安本各機關にも自分の方でも話をしてやる。公共事業費を区分して各都道府縣において緊急のものより實施出来るような機構を考えている。

追加豫算の考えも解るが現状ではむづかしい。

議長——内地は永年の間において、土木治水工事對策である程度完成しているが北海道は開拓日淺く自然の儘の河川が多く何等の對策も講ぜられていないので他府縣と同様な扱いをされては困る、内地は一つの橋が落ちても他の橋で通れるが、北海道では交通杜絶になつてしまふ

E——政府において、本州と北海道とどちらが重要であるかを決定すべきである。

一部においては財政的に樂觀しているが自分はその思っていない。

議長——一日も早く食糧増産して、アメリカよりの輸入をしないようにしたい。北海道視察していただきたい。

E——それも解るが均衡豫算も大切である、北海道には行きたいと思つているが暇がない。

來年度の豫算編成の場合北海道の重要性が解つたから考慮する。

▲新設本道出先機關

國家行政組織法(昭和二十三年法律第二十號)第七條第三項の規定に基き建設省組織規定が(昭和二十四年五月三十一日)設定せられ本道には次の通り二工事事務所が開設されることとなつた。

(地方建設局事務所の名稱)

(位 置)

○北海道營繕支局札幌營繕工事事務所

札 幌 市

(所掌事務)

(渡島、檜山、後志、膽振、石狩、日高、空知各支廳管内の營繕工事)

○北海道營繕支局旭川營繕工事事務所

旭 川 市

(留萌、宗谷、上川、十勝、釧路、根室、網走各支廳管内の營繕工事)

▲來 往

○栃木縣議會經濟、治安常任委員長中島竹治外一行十名は六月十五日札幌着次の通り道内各地の視察を終え十九日退道した。

札幌 北海道廳、興農公社、製酪工場、農林省月寒種畜牧場
登別 温泉地帯

函館 水産關係及一般經濟狀況

○栃木縣議會林務常任委員長大塚一郎外一行六名は六月二十日札幌着次の通り道内各地の視察を終え二十二日退道した。

野幌 林業試験場
苦小牧 王子製紙工場
白老 アイヌ部落
登別 温泉地帯

▲議員の動靜 (六月中)

出張期間	用務	氏名
六月一日より 二十二日間 (留萌、日高、支廳管内及東京都)	道議會事務打合せのため	議長 坂東秀太郎 議員 安達徳太郎、齋藤三正、大島吉三、本多貞吉、佐久間正男、三澤江郎
六月三日より 十五日間	教育費豫算折衝のため(東京都)	議員 佐々木利雄、宮津尚太郎、渡邊秀次
六月五日より 十五日間	緊急災害復舊費豫算折衝のため(東京都)	議員 朝日吉昇、石田豊、石川金満
六月五日より 十一日間	水産施設調査のため(留萌、宗谷支廳管内及留萌市、稚内市)	議員 鈴木源重
六月五日より 二日間	上砂川町視察のため(上砂川町)	副議長 鈴木源重
六月七日より 二日間	労働事情調査のため(空知支廳管内)	議員 佐藤吉次郎、西村武夫
六月十日より 七日間	記念式典参列のため(札幌市、稚内市)	副議長 鈴木源重

六月十七日より 十一日間	土木事情調査のため(旭川市及上川支廳管内)	議員 土本政秀、岩本保一、中野長松、窪田恒三、宮野利太郎、佐々木恒太郎
六月十九日より 二日間	豊羽嶺山復興調査のため(豊平町)	議員 石田清治、大石益治、横山利一、森田信忠、西田信一、佐藤信一、田中久信、乾田信一、川崎信一、高橋信一、齋藤信一
六月十九日より 二日間	豊羽嶺山復興調査のため(豊平町)	議員 高橋信一、窪田信一、本野信一、原野信一、坂東信一、間野信一、高橋信一、原野信一、坂東信一、間野信一
六月二十一日より 五日間	林業事情調査のため(上川、石狩支廳管内及旭川市)	議員 西川吉清、北林喜三郎、田中喜三郎、高橋喜三郎、乾喜三郎、林喜三郎、渡邊喜三郎、田中喜三郎
六月二十二日より 十六日間	行政機構調査のため(石狩、後志、渡島、檜山各支廳管内及札幌、小樽、函館各市)	議員 田中喜三郎、時田信一、立原政夫、後藤政夫、藤原政夫、藤原政夫
六月二十二日より 十四日間	同 留萌、宗谷、網走各支廳管内及岩見、旭川、稚内、北見、網走、留萌各市	議員 山崎治、横山治、山崎治、山崎治

六月二十一日より 十六日間	行政機構調査のため(膽振、日高、十勝、釧路、根室、各支庁管内及 室蘭、苫小牧、帯広、釧路各市)	議員	西田 武三郎 本間 武信一 四葉 助三郎 十津川 治作
六月二十二日より 五日間	授産場實地調査のため(旭川市)	議員	西村 武夫 林 謙吉 佐藤 初吉
六月二十四日より 十八日間	議會事務打合せのため(東京都)	議長	坂東 秀太郎
六月二十六日より 十五日間	引揚状況調査のため(舞鶴市及京 都市)	議員	窪田 長松 高橋 源次郎 石崎 金作
六月三十日より 六日間	北見拓殖實習場調査のため(宗谷 網走兩支庁管内及旭川、北見、稚 内各市)	議員	齋藤 正志 本多 吉江 岡本 三吉 田中 三郎 宮田 初吉
六月三十日 六日間	空知支庁各村落式金道民生大會 出席並に引揚者状況調査のため (岩見沢市、函館市、札幌市)	副議長	鈴木 源重

資料

全国議長會における

ハワード・D・ポーター氏講演

本稿は過般開催された全国都道府縣議會議長會に際し第八軍法政課ポーター氏が議會議員としてのありかたその他について友好的な意味合のもとに所信を述べられたものであつて、議會の性格が行政官廳と同様最も重大性を有するに至つた實情に鑑み茲に掲載することとした。

ハワード・D・ポーター氏講演(速記)

(愛媛縣議會議事堂において)

議長さんをはじめ全国の縣會議長さん方に一言御挨拶を申し上げます。

今日この重大性のある皆様の會合に臨席することのできましたのは私の最も欣喜光榮とするところでありませぬ。

私は實のところ昨日參る豫定であつたのでありますが、不幸にも皆様方がよく御存知の第八軍の方に自動車事故がありまして、そのために參ることができませんで横濱へ残らねばならんようになつた次第であります。その方というのは皆様が御承知のテイルトンさんであります。幸にも自動車を操縦中箱根附近で汽車との事故があつたのであります。ですが幸いにも損害は自動車だけに止まつたのは皆様と共に喜びに堪えない次第であります(拍手起る)テイルトンさんの怪我はごく輕傷でありましたが、二、三日事務所へ

來られないことになりましたので私が同氏の仕事も併せて見なければならぬというような立場になつたのであります。

しかしテイルトンさんはもう全快しまして只今では事務所職務を執られておると思つております。

皆様の中でおそらく半数以上の方々には私の識り合の方と存じておるのでありますが、私は今朝皆様方の會合で最後の問題—最後の問題について皆様が論議なさつたことに最も興味をもちました。どなたが選任されるか知りませんが、またどんな方法で選任なさるか知りませんが、その方は最も重大な責務を負わされる職務に就かれるのであります。

その東京に來られます皆様の代表者は日本の中央政府と交渉なさるのでありますから最も重大な仕事を背負わされるということはこれは論を俟たないところでありませぬ。で、そういう皆様を代表する、そういう機關が中央に常置されるということとは最も私の喜びとするところでありまして、またそうなければならぬとかねてから私は思つておつたのであります。

皆様が御承知のように、縣會その他の地方議會は行政官廳同等に最も重大性のあるものであります。で、それが私がこの皆様の會合に非常に關心をもつておるといふ一因でありますし、私は皆様のこの會は知事の會合と同様に最も強固で力強い影響力のあるものにならなくてはならぬとかねてから信じておるものであります。あなた方はあなた方の縣においても最も重大な位置におられる方々であります。あなた方はあなた方の縣の御婦人

々であります。あなた方はあなた方の縣の御婦人の方、男子の方、その他重要な位置におる方等總ての層の人を代表しておるのであります。私はあなた達が最近非常に困難な立場におられるということは、よく了解しておるのであります。とくに財政問題に關しては最もその感を深うするのであります。今日私はあなた方とその問題について検討あるいは論議をする意思はありませんが、これは私がよく承知しておる問題と御承知下されば結構であります。で、そういう困難に直面しておる次第でありますからその衝に當られる方は強健な身體と強固な意志をもつて、これを解決する必要があるのであります。あくまでその信するところに向つては、強力に邁進ということではなければなりません。ただこれは難しいから途中で止そう、交代しようというふうなことであつては絶対にないものであります。もう一つ私が申し上げたいことは、現下の日本では選舉—補欠選舉というふうなことが所々方々で行われておる事實であります。これは一面からみますとその意思の弱い人が現下の状態に耐えられないので辭職する。そういうふうな傾向があると思われるのであります。そういうふうな人は遠慮なく辭職してもよいのではないでしようか。

……皆様方は困難な問題にぶつかつたりあるいは自分の不利益の問題にぶつかつたというふうな事がありましても絶対に辭職してはならぬと思ひます。もしそういう困難な問題にぶつかつた場合には皆様方はその選舉民と申しますか、各皆様の縣下の方々にお話してその問題はこうした

らよいだろうというような皆様方の意見を遠慮なく発表なさつてこの解決に全力を盡すというような信をもたなければならぬと思うのであります。皆様方は各自の縣においてその縣民を代表する政治家でありますから、で、皆様方は先程申しましたように強固にその信念を遂行する、決して投げやりの仕事をしないでという信念で邁進なされましたら現下の傾向的になつて、辭職というような自分の責任ある地位から退ぞこうというようなことを防禦する楯になると信するのであります。

このごろ流行つていますリコール問題にしても、これは法的根據をもつてはいますけれども、しかしながらこれは無暗に濫用すべき性質のものでありませんから、この點選舉民としても十分注意していただかなければなりません。私は最近日本において非常にリコール濫用があると思ひます。そのリコールを出すのはどちらかという本當に日本の國民の福祉のために盡さないと、いうような人々がこれを持出す傾向が多分に見受けられるのであります。で、このリコールに署名をする人々は何のためにそれに署名するかということ、を先ず最初に必要なありますので、たゞ無暗やたらに署名すべき性質のものではないのであります。これはまあ卑近の例であります、署名して下さい。よろしいといつて署名する。白紙に署名して後でお前は五萬圓の借用證書を書いたといふことが言えないこともないでしょう。アメリカの人達は無暗やたらに署名はしません。署名する前に先ずもつてこれは何のためにであるかといふ

ことを確めた上でなければ決して署名はしないのであります。署名運動などをする場合にも日本の方々で今日されていることは非常に違つているのであります。

そこで、私の個人的な意見を申し上げますと署名ということに皆様方が非常に留意なさつて決して無暗やたらに署名しないというよいことにしなければならぬと思ふのであります。私は、日本の方々の知性に絶大の信頼をおいてるのであります。

本會のことについても一言申し上げたいことは、私はこの會合を基礎にして本會が將來いよいよ、發展されるよう希望いたしますが、この會合を通じて皆様方は多數の議案を決議をなさつたことと思ふのであります。たゞこれを議決して後は忘れてしまつて何もしないということは、會議の本旨に反するものと思ふのであります。あくまでこれを最後まで追及するということが肝要で、したがつて新聞記者達を引見したりまたあなた方の決議を中央政府に持出しまして、その中央政府また一般の方々にあなた方がどういふことを欲するかといふようなことを普及させねばなりません。私の信じます限り日本においては非常に良い政府をもつております。で、こゝにおられる皆様方は率先して悪いところは補正もし、もつて全部の模範となるよう心掛けらるべきであります。私にはあなた方に説法的今日の話を申し上げておるのではありません。先程も申し上げましたが皆様方の中には知己の方々も大分ありますので友好的にこれを申し上げておるのであります。そして皆様

方は各自正義の信念をもつておられるという基礎の下にお話しておる次第であります。

私は重ねて今日この席で皆様にお会いできたことを光榮としますと、もに皆様方に、私個人として、各縣會を代表して各縣民を代表されている皆様方に申し上げたいことは皆様方が將來ますます奮闘なさつてこの會の發展を期せられんことを希望してやまないであります。これは皆様方自身のお仕事でありまして私の仕事ではありません。御靜聽有難うございました。

(註) この講演中ポーター氏が「今朝皆様の會合で最後の問題」と述べられているのは、第五國會で成立した地方自治廳設置法にもつて地方自治委員會が同廳内に設けられその委員の一人として全國都道府縣議會の代表をこの會議で推薦することが議題となつてゐることを指されたのである。

▲地方自治廳

六月一日から發足

政府は行政整理を機會に地方財政委員會と總理廳自治課を統合して地方自治廳を設置し總理府外局として六月一日から新に發足することとなつたがその性格は國家公益と地方公共團體の自主性の間に調和を保ちつつ地方公共團體の自治權を擁護しもつて地方自治本旨の實現に資することを目的とするものであつて設置法並に組織規程は次の通りである。

地方自治廳設置法

(昭和二十四年五月三十一日)
法律 第一三一號

(この法律の目的)

第一條 この法律は、地方自治廳の所掌事務の範圍及び權限を明確に定めるとともに、その所掌する行政事務を能率的に遂行するに足る組織を定めることを目的とする。

(設置)

第二條 國家行政組織法（昭和二十三年法律第二十號）第三條第二項の規定に基いて、總理府の外局として地方自治廳を設置する。

2 地方自治廳の長は、地方自治廳長官とし、國務大臣をもつて充てる。

(任務)

第三條 地方自治廳は、國と地方公共團體との連絡及び地方公共團體相互間の連絡協調を圖ると共に、國家公益と地方公共團體の自主性との間に調和を保ちつゝ、地方公共團體の自治權を擁護し、もつて地方自治の本旨の實現に資することとを任務とする。

(地方自治委員會議)

第四條 地方自治廳に、地方自治委員會議を置く

2 地方自治委員會議は、長官及び左に掲げる者につき内閣總理大臣の任命した地方自治委員十人をもつて組織する。

一、衆議院議員のうちから衆議院の指名した者

二、參議院議員のうちから參議院の指名した者

三、全國の都道府縣知事の連合組織がその代表者として推薦した者

四、全國の市長の連合組織がその代表者として推薦した者

五、全國の町村長の連合組織がその代表者として推薦した者

六、全國の都道府縣議會の議長の連合組織がその代表者として推薦した者

七、全國の市議會の議長の連合組織がその代表者として推薦した者

八、全國の町村議會の議長の連合組織がその代表者として推薦した者

九、學識經驗のある者

3 前項第三號から第九號までに掲げる者を任命する場合においては、兩議院の同意を経なければならぬ。

(地方自治廳の權限)

第五條 地方自治廳は、この法律を規定する所掌事務を遂行するために、左に掲げる權限を有する。但し、その權限の行使は、法律（これに基く命令を含む。）に従つてなされなければならない。

一、豫算の範圍内で所掌事務の遂行に必要な契約をすること。

二、収入金を徴收し、及び所掌事務の遂行に必要な支拂をすること。

三、所掌事務遂行に直接必要な事務所等の施設を設置し、及び管理すること。

四、所掌事務遂行に直接必要な業務用資材、事務用品、研究用資材等を調達すること。

五、不用財産を處分すること。

六、職員の任免及び賞罰を行い、その他職員の人事を管理すること。

七、職員の厚生及び保健のため必要な施設をし及び管理すること。

八、職員に貸與する宿舍を設置し及び管理すること。

こと。

九、所掌事務に關する統計及び調査資料を収集し、頒布し、又刊行すること。

十、所掌事務の周知宣傳を行うこと。

十一、地方自治廳の公印を制定すること。

十二、左に掲げる事項について、内閣總理大臣が有する權限を補佐すること。

(一) 國家行政組織法第十六條第一項の規定による地方公共團體の長の申出を受理し、これに關する調査を行い、關係各大臣に對し必要な指示をし、その他適當な措置を講ずること。

(二) 地方公共團體の區域の變更に關する處分をし、又はこれに關する都道府縣知事の處分の届出を受理すること。

(三) 都道府縣に關する直接請求及び都道府縣の議會の會議の結果並に都道府縣の條例の制度又は改廢に關する報告を受理すること。

(四) 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七號）第四百十六條の規定による手續を採ること。

(五) 地方自治法第二百四十七條の規定による手續を採ること。

(六) 一の地方公共團體のみに適用される特別法的一般投票の手續及び當該法律の公布の手續を採ること。

(七) 都道府縣及び特別府の加入する地方公共團體の組合の設立、加入團體の増減、共同處理事務の變更又は組合規約の變更を許可し、及びその解散の届出を受理すること。

(八) 民法（明治二十九年法律第八十九號）第三十四條の規定により、法人の設立を許可すること。

(九) 地方税法（昭和二十三年法律第一百十號）第七條の規定により、事業税の課税標準たる所得金額に關する異議の決定をすること

(一〇) 地方税法第八條の規定により、事業税附加税の課税標準たるべき本税額に關する異議の決定をすること。

(一一) 地方税法第三十六條の規定により、特別徴収義務者として徴収させることができる地方税の税目を指定すること。

(一二) 地方税法第四十四條の規定により、證紙徴収をすることができ、地方税の税目を指定すること。

(一三) 地方税法第九十八條の規定により、道府縣の課税權の屬法について決定をすること。

(一四) 地方税法第二百二十二條の規定による報告を受理すること。

(一五) 地方税法第二百二十三條の規定に基く地方公共團體の條例に關する審査の請求、取消又は變更に關すること。

(一六) 地方配付税を配付すること。

(一七) 地方債の發行に關して許可を與えること

(一八) 國庫負擔地方職員の各地方公共團體別の定員を決定すること。

(一九) 地方公共團體の行う當せん金附證券の發賣を許可すること。

(二〇) 地方競馬を行うことができる都市を指定

すること。

(二一) 自轉車競技法（昭和二十三年法律第二百九號）により自轉車競走を行うことができる市町村を指定すること。

十三、前各號に掲げるものの外、法律（これに基く命令を含む。）に基き地方自治廳及び左にめられた權限。

（内部部局）

第六條 地方自治廳に、長官官せの屬房二部を置く。

連絡行政部

財政部

（特別な職）

第七條 地方自治廳に、次長を置く。

2 次長は、地方自治廳長官を助け、廳務を整理し、各部局の事務を監督する。

（長官官房の所掌事務）

第八條 長官官房においては、左の事務をつかさどる。

一、機密に關すること。

二、職員の職階、任免、分限、懲戒、服務その他の人事並に教養及び訓練に關すること。

三、長官の官印及び廳印を管守すること。

四、公文書類を接受し、發送し、編集し及び保存すること。

五、經費及び收入の豫算、決算及び會計に關すること。

六、國有財産及び物品を管理すること。

七、職員の衛生、醫療その他福利厚生に關すること。

八、調査及び統計に關すること。

九、行政の考査を行うこと。

十、こう報に關すること。

十一、法令案の審査その他總合調整に關すること。

十二、前各號に掲げるものの外、地方自治廳の所掌事務で他部の所掌に屬しない事務に關すること。

（連絡行政部の所掌事務）

第九條 連絡行政部においては、左の事務をつかさどる。

一、地方自治に影響を及ぼす國の施策の企畫立案及び運営に關し、地方自治權擁護の立場から必要な意見を内閣及び關係行政機關に申し出ること。

二、國家行政組織法第十六條第一項の規定に基く内閣總理大臣の權限の行使について補佐すること。

三、國と地方公共團體との連絡及び地方公共團體相互間の連絡協調を圖ること。

四、地方自治法に基く内閣總理大臣の權限の行使について補佐すること。

五、地方公共團體の行政及び地方公共團體の職員に關する制度について企畫し及び法令案を立案すること。

六、地方公共團體の行政及び地方公共團體の職員に關する調査を行い、統計を作成し、その他資料の收集及び配付を行うこと。

七、地方自治に關する圖書を刊行し、講習會を開催する等、地方自治の普及徹底を圖ること。

(財政部の所掌事務)

第十條 財政部においては、左の事務をつかさどる。

- 一、地方自治法、地方財政法（昭和二十三年法律第九號）、地方税法、地方配付税法（昭和二十三年法律第十一號）及びその他の法律に基く地方財政に關する内閣總理大臣の權限の行使について補佐すること。
- 二、地方財政法に基き、地方自治廳長官に屬せしめられた權限の行使に關すること。
- 三、地方公共團體の財政に關する制度について企畫し及び法令案を立案すること。
- 四、地方公共團體の財政運営の實情に關する調査を行い、統計を作成し、その他資料の收集及び配付を行うこと。

(地方自治委員會議の議決事項)

第十一條 地方自治廳の所掌事務のうち左に掲げる事項は、地方自治委員會議の議決を経なければならぬ。

- 一、地方公共團體の行政及び財政並びに地方公共團體の職員に關する制度についての法令案に關する事項。
- 二、國家行政組織法第十六條第一項の規定による關係各大臣に對する指示その他適當な措置に關する事項。
- 三、地方自治法第四百十六條の規定による手續に關する事項。
- 四、地方自治法第二百四十七條の規定による手續に關する事項。
- 五、一の地方公共團體のみに適用される特別法

の一般投票の手續及び當該法律の公布の手續に關する事項。

- 六、地方公共團體の職員の給與についての技術的助言に關する事項。
- 七、地方配付税中第五種配付額及び特別配付税に關する事項。
- 八、地方債の發行許可の基本方針に關する事項。
- 九、その他地方自治委員會議においてその議決を経べきものと決定した事項。
- 2 地方自治委員會議は、前項に掲げる事項に關し、關係機關にその意見を提示することができる。

(地方自治委員會議の議事)

第十二條 地方自治委員會議の議長は、地方自治廳長官をもつて充てる。

- 2 地方自治委員會議の議事は委員六人以上出席しなければ開くことができない。議事は、出席委員の過半数の同意をもつて決する。可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 前二項に定めるもの、外、地方自治委員會議の議事に關し、必要な事項は地方自治委員會議が定める。

(地方自治委員の手當)

第十三條 地方自治委員は、内閣總理大臣が大藏大臣と協議して定める額の手當を受ける。

(参考人の出頭等)

第十四條 第九條第五號又は第十條第三號の規定による企畫及び立案に關し必要があるときは、地方自治廳は、参考人の出頭及び意見を求めることができる。

(職員)

第十五條 地方自治廳に置かれる職員の任免、昇任、懲戒その他人事管理に關する事項については、國家公務員法（昭和二十二年法律第二百二十號）の定めるところによる。

(定員)

第十六條 地方自治廳に置かれる職員の定員は、別に法律で定める。

附 則

- 1 この法律は、昭和二十四年六月一日から施行する。
- 2 第四條第二項及び第三項の規定による地方自治委員の任命のために必要な行爲は、前項の規定にかゝらず、昭和二十四年六月一日前において行うことができる。
- 3 この法律施行後最初の地方自治委員の全員が任命されるまでの間は、第十二條第二項の規定にかゝらず、逐次任命された地方自治委員だけで、地方自治委員會議の議事を開くことができる。
- 4 地方財政委員會法（昭和二十二年法律第五百五十五號）は、廢止する。
- 5 地方財政法の一部を次のように改正する。
「地方財政委員會」を「地方自治廳長官」に改める。
- 第三十六條を次のように改める
第三十六條 削除
- 第六 當せん金附證券法（昭和二十三年法律第四百十四號）の一部を次のように改正する。
第四條第一項中「地方財政委員會」を「地方自

「治廳長官」に改める。

理由

地方自治運営の現状にかんがみ、國と地方公共團體との連絡及び地方公共團體相互間の連絡協調を更に緊密ならしめるとともに、國家公益を地方公共團體の自主性との間に調和を保ちつつ地方公共團體の自治権を擁護し、もつて地方自治の本旨の實現に資するため、現在の地方財政委員會及び總務廳官房自治課に代る地方自治に關する総合的行政の機關として、あらたに地方自治廳を設け、兩議院及び地方公共團體の代表者並びに學識經驗者をもつて組織する地方自治委員會を置く必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

地方自治廳組織規程(昭和二十四年六月一日地方自治廳訓令第1號)

(課の設置)

第一條 國家行政組織法第七條第三項の規定に基いて、長官官房、連絡行政部及び財政部に左の各課を置く。

長官官房

總務課

連絡行政部

連絡課

行政課

公務員課

財政部

財政課

監理課

調査課

(總務課の所掌事務)

第二條 總務課においては、左の事務をつかさどる。

一、機密に關する事項

二、地方自治廳の組織に關する事項

三、地方自治委員會議、地方稅審議會及び地方制度調査會に關する事項

四、職員の職階、任免、分限、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に關する事項

五、職員の衛生、醫療その他福利厚生に關する事項

六、職員に關する事項

七、長官の官印及び廳印の管守に關する事項

八、公文書の接受、發送、編集及び保存に關する事項

九、經費及び收入の豫算、決算及び會計並びに會計の監査に關する事項

十、國有財産及び物品の管理に關する事項

十一、調査及び統計(他の部課の所掌に屬するものを除く)に關する事項

十二、行政の考査に關する事項

十三、こう報に關する事項

十四、成案文書の審査及び進達並びに法令案の審査に關する事項

十五、所管行政に關する総合調査に關する事項

十六、官報掲載に關する事項

十七、前各號に掲げるものの外、地方自治廳の所掌事務で他の部課の所掌に屬しない事項

(法令審査委員)

第三條 長官官房に法令等に關する事項を審議さ

せるため、法令審査委員を置く。法令審査委員の審査に付する事項その他審査委員に關し必要な事項は、別に定める。

(連絡課の所掌事務)

第四條 連絡課においては、左の事務をつかさどる。

一、地方自治に影響を及ぼす國の企畫立案及び運営に關し、地方自治權擁護の立場から内閣及び關係行政機關に對する必要な意見の申出に關する事項

二、國家行政組織法第十六條第一項の規定に基く内閣總理大臣の權限の行使の補佐に關する事項

三、内閣及び各省各廳との連絡に關する事項

四、地方自治に關して國又は地方公共團體において開催する會議に關する事項

五、地方自治の振興發展に寄與することを目的とする自治的組織との連絡に關する事項

六、地方公共團體のための資料のあつ旋及び割當に關する事項

(第九條第五號に掲げるものを除く。)

七、その他國と地方公共團體との連絡及び地方公共團體相互間の連絡協調に關する事項

八、前各號に掲げるものの外、連絡行政部の所掌事務で他の課の所掌に屬しない事項

(行政課の所掌事務)

第五條 行政課においては、左の事務をつかさどる。

一、地方自治法に基く内閣總理大臣の權限の行使の補佐に關する事項

二、地方公共團體の行政に關する制度について
の企畫及び法令案の立案に關する事項

三、地方公共團體の行政に關する調査、統計の
作成その他資料の収集及び配付に關する事項

四、地方制度資料及び地方自治月報に關する事
項

五、地方自治に關する圖書の刊行、講習會の開
催等地方自治の普及徹底に關する事項

(公務員課の所掌事務)
第六條 公務員課においては、左の事務をつかさ
どる。

一、地方公務員に關する制度についての企畫及
び法令案の立案に關する事項

二、地方公務員に關する調査、統計の作成その
他資料の収集及び配付に關する事項

三、地方職員共済組合に關する事項

四、地方公務員の給與についての技術的助言に
關する事項

(財政課の所掌事務)
第七條 財政課においては、左の事務をつかさど
る。

一、地方自治法、地方税法、地方配付税法及び
その他の法律に基く地方財政に關する内閣總
理大臣の權限の行使の補佐に關する事項

二、地方公共團體の財政に關する制度につい
ての企畫及び法令案の立案に關する事項

三、地方公共團體の負擔に關係のある制度の設
定及び改廢に關する事項

四、財務部の所掌事務のうち他課の所掌に屬し
ない事項

(監理課の所掌事務)
第八條 監理課においては、左の事務をつかさど
る。

一、地方財政に基く内閣總理大臣の權限の行使
の補佐に關する事項(前條第三號及び第九條
第二號に掲げるものを除く。)

二、地方債の發行の許可に關する内閣總理大臣
の權限の行使の補佐に關する事項

三、地方財政法に基き、地方自治廳長官に屬せ
しめられた權限の行使に關する事項

(前條第三號に掲げるものを除く。)

四、地方資金に關する事項

五、地方競馬及び自轉車競技を行うことができ
る地方公共團體の指定に關する内閣總理大臣
の權限の行使の補佐に關する事項

六、地方公共團體の行う當せん金附證券の發賣
の許可に關する内閣總理大臣の權限の行使の
補佐に關する事項

(調査課の所掌事務)
第九條 調査課においては、左の事務をつかさど
る。

一、地方公共團體の財政運営に關する實態調査
に關する事項

二、地方財政法に基く地方配付税の賦額又は返
還についての内閣總理大臣の權限の行使の補
佐に關する事項

三、地方公共團體の財政に關する統計の作成そ
の他資料の収集及び配付に關する事項

四、地方公共團體の財務に従事する職員の教養
に關する事項

五、地方公共團體のための財務に關係のある資料
のあつ旋及び割當に關する事項

六、地方財政概要の編さんに關する事項

附 則
この規程は、昭和二十四年六月一日から施行する。

地方自治委員(昭和二四、六、一日現在)

都道府縣知事代表者 東京都知事 安井 誠一郎

都道府縣議會議長代表者 東京都議會議長 石原 永明

市長代表者 京都市長 神戸 正雄

市會議長代表者 高松市會議議長 藤本 慶一

町村長代表者 福島縣本宮町長 伊藤 健

學識經驗者 東大教授 田中 二郎

同 元岩手縣知事 春 彦一

同 元衆議院議員 小暮 藤三郎

同 衆議院議員 中島 守和

衆議院代表者 衆議院議員 林屋 龜次郎

參議院代表者 參議院議員 一〇名(定員二二名)

▲公選による公職とは

人事院は、國家公務員法に基き、公選による公
職に關し次の人事院規則を制定した。

人事院規則一四一五(昭和二十四年六月二十九日
施行)

公選による公職
1 法及び規則中公選による公職とは、次に掲げ
るもの職とする。

一、衆議院議員

二、參議院議員

三、地方公共團體の長

四、地方公共團體の議會の議員

五、教育委員会の委員

六、都道府縣農地委員会及び市町村農地委員会の委員（選挙によることなく選任される委員を除く。）

2 法令により設置された委員会、審議会、協議

會若しくはこれに準ずる國の機關の非常勤の構成員（事務職員を除く。）又は法令により置かれた非常勤の委員、顧問、參與その他これらに準ずる職員で、法第百二條第二項の改正規定施行の日以後引き続き公選による公職にある者は、當該公職の任期が満了するまでその公職にとどまることができる。

3 昭和二十四年七月一日以後においては、前項

の規定による場合の外は公選による公職と官職とをあわせ占めることはできない。

4 第二項の規定により昭和二十四年七月一日以

後引き続き公選による公職にとどまつている職員がその公職を退いたときは、その職員の任命権者は、直ちにそのことを人事院に報告しなければならぬ。



参考 國家公務員法（抄）

第百二條

2 職員は、公選による公職の候補者となること
ができない。

第一次改正法律附則

第二條 人事院規則で定められた場合を除き、國家公務員法第百二條第二項の改正規定施行の際、職員で現に公選による公職にある者は、昭和二十

四年六月三十日までにその公職を退いて辞表の寫及びその辭表の受理され、且つ、その効力を生じたことを公に證明する書面を人事院に送付しない限り、その日においてその官職を失うものとする。

▲教育基本法第八條の解釋に
ついて

教育基本法第八條の解釋について東京都教育長の照會に對し文部大臣官房總務課長より次の通り回答せられたが非常に参考となるので茲に掲載することとした。

委總第一號

昭和二十四年六月十一日

文部大臣官房總務課長 森田 孝

東京都教育長 宇佐美 毅殿

教育基本法第八條の解釋につ
いて

このことについて昭和二十四年二月十二日教職發第四號をもつて照會がりましたが、教育基本

法（以下法という）第八條第一項は、良識ある公民たるに必要な政治的教養は教育上尊重しなければならぬと規定し、更に同條第二項において法律に定める學校すなわち學校教育法第一條に定め

る學校は、特定の政黨を支持し、又はこれに反對するのための政治教育その他政治的活動をしてはならないと規定しています。第二項の趣旨は、學校

の政治的中立性を確保するところにあります。もとよりここに規定されているのは教育活動の主體としての學校の活動についてでありまして、學校

をはなれた一公民としての教員の行爲についてはありません。教員が學校活動として、または學校を代表してなす等の行爲は、學校の活動と考えられるのであります。教員の個々の行爲が法第八條第二項に低觸するか否かは、上記の立法趣旨のつとり、具體的實情を、調査して、大學以外の公立學校にあつては、所轄廳たる教育委員会において適切な判断がなされるべきであります。

なお、法第八條第二項には直接低觸することはなくとも、上記の立法の精神からして學校教育上避けなければならぬものもあると思われまがこれらについても適當な留意が拂われるべきであります。

照會の事例についても、具體的實情を精査の上適當な判断が下されるべきであります。照會の文面だけでは正確な判断はできませんが、おおよそ上記の通りと考えられますので、参考のため回答します。

記

教育基本法第八條の解釋について

一、問 教員が某政黨に入黨したことを受持兒童の父兄に話し、且入黨したことに對し意見を求めるため勤務時間外に家庭訪問を行った。訪問中に於ては某政黨の宣傳をなし且兒童の教育問題にも言及された節がある。或る父兄に對しては意見を求めた點について尙懇談のため來校も促した、右の事實の如く特定政黨の政治活動の爲教員が家庭訪問を行い學校教育活動の内容が含まれている場合第八條に低觸するものと思ふが如何ですか。

答 教員が家庭訪問を行い、特定の政黨を支持し、又はこれに反対するための政治活動を行った場合に、その家庭訪問に學校教育活動の内容が含まれているときは、法第八條第二項に低觸するものと解する。

二、問 教員が學校外に於て自校の生徒或は他校の生徒に對し研究會等の形式で特定政黨のイデオロギーに基づく政治教育を行うことが第八條に低觸するか疑義があるので承りたい。

答 教員が自校の生徒に對して校外で特定政黨のイデオロギーに基づく政治教育を行う場合は、生徒の年齢にもよるが、通常は當該學校の教育活動と認められる。従つて自校の生徒を對象とする場合は、通常法第八條第二項に低觸するものと解する。これに反して、他校の生徒を對象とする場合は、當該他校の教員と連絡を執り相互に意思を通じていわゆる交換校外教育を行う場合を除き、通常は法第八條第二項に低觸しない。

三、問 前項同様の方法によつて自校生徒の父兄に行う場合も疑義があるから承りたい。

答 生徒の學校教育に影響を及ぼすような場合及び學校の活動と認められる場合を除き、法第八條第二項には低觸しないものと解する。

四、問 前二項同様の方法によつて一般社會人に對して行うことは第八條と關係はないと思うが如何ですか。

答 學校の活動と認められない限り、法第八條第一項には低觸しないものと解する。

五、問 教員が授業時間外に校外に於て某政黨員

が黨宣傳のため紙芝居を行つてゐる所へ自校の児童を引き連れて見せることは第八條に低觸すると思うが如何ですか。

答 児童を引き連れてみせること自體が、特定の政黨を支持し又はこれに反対するための意圖をもつてなされたとき認められるときは、法第八條第二項に低觸するものと解する。

六、問 教員が校内職員會議に於て特定政黨に入党を勧誘すること又は校内に於て多數生徒の居合わす所で他の教員を勧誘することが第八條に低觸すると思うが如何ですか。

答 前段の場合、當該行爲が校内職員會議で學校教育に影響を興える目的をもつて會議の議題に供して行われるとき以外は、法第八條第二項に低觸しないものと解する。後段の場合はその行爲によつて生徒に教育的影響を及ぼすものと認められるときは、法第八條第二項に低觸するものと解する。

七、問 教員が學校を會場にして自己の加入政黨員を講師として招き懇談會等を開き自ら司會の挨拶等を行うことは第八條に低觸するか疑義があるから承りたい。

答 生徒を對象としない通常の懇談會の場合には、法第八條第二項に低觸しないものと解する。

八、問 教員が校外にある教員住宅(校宅)を特定政黨支部の事務所となし或は選挙の際選舉事務所となす事例は第八條に低觸するか疑義があるので承りたい。

答 法第八條第二項に低觸しないものと解するが、教員住宅(校宅)が公約性質を持つもの

であることにかんがみ、かかる行爲は避けるべきである。

九、問 教員が受持児童を便所として自治會の活動としてボールよこせ運動、ノートよこせ運動等をなすことは政治活動の如く見られるので第八條に低觸するか疑義があるので承りたい。

答 當該運動が特定の政黨を支持し、又はこれに反対するために児童を指導して行われたものと認められる場合には、法第八條第二項に低觸するものと解する。

十、問 教育が校内に於て特定政黨に關係のある歌を生徒に歌わしむることは第八條に低觸するものと思うが如何ですか。

答 關係の程度によると思われるが、通常は法第八條第二項に低觸するものと解する。

各府省中央機構一覽表

(一) 總理府 (長官 吉田 茂) 總理府官房—賞勳部 (副長官 増田甲子七) 郡 裕一	內 恩給局 統計局—製經入 製經入 表濟口 製經入 表濟口	局 新聞出版用紙割當局 統計委員會 公正取引委員會 全國選舉管理委員會
--	---	---

法務廳

宮内府

食糧管理局

海難審判所

印刷局

引揚援護院

二、府、省間移動、新設、縮小

一、總 理 府

イ、新聞出版用紙製當事務廳と賞勳局がそれぞれ新聞出版用紙製當局、官房賞勳部となつた。

ロ、經濟安定本部が府省なみに獨立し、かつ物價廳、外資委員會を外局として整頓。

ハ、俘虜情報局、新給與實施本部及び國立世論調査所は、總理府の附屬機關となつた。

ニ、連絡調整事務局は、外務省の内局及び地方支分部局として吸収され、特殊財産局は外務省から賠償廳に移された。

ホ、總理府の外局として地方自治廳を新設、從來の總理廳自治課と地方財政委員會とを統合強化、長官は國務大臣、議決機關として地方自治會議を置く。國と地方公共團體との連絡及び地方公共團體相互間の連絡協調をはかるとともに、國家公益と地方公共團體の自衛性との間に調和を保ち、地方公共團體の自治權を擁護し、地方自治の本旨の實現に資するを任務とする。

二、法 務 府

五長官、十六局制を三長官、十一局制に縮小。

三、外 務 省

イ、特殊財産局が賠償廳に移り、總理廳外局の連絡

調整事務局が入つた。

ロ、局なみであつた情報部は政務局の中の部となり特別資料部は解散されて政務局に吸収された。

四、大 藏 省

イ、七局を五局に縮小。

給與局を廢止し、理財、國有財産、管理の三局を理財、管財の二局に統合した。

ロ、外局として國稅廳を設け全國十一ヶ所に國稅局を、その下部に稅務署をおく。任務は内國稅を賦課徴收するにある。

ハ、專賣局の事業を公共企業體として日本專賣公社に獨立採算制で行わしめることになつた。

ニ、會計士管理委員會及び同事務局を廢止。

四、文 部 省

一官房七局を一官房五局一部とした。

四、厚 生 省

豫防局を廢止し、公衆衛生局に統合。

四、農 林 省

從來の八局、局内九部を五局、局内四部とした。

イ、食品局を外局の食糧廳の部に移し、統計調査局を部に變更官房に入れ、總務、農政、開拓の三局を統合して農政、農地の二局とした。

ロ、林野局を林野廳と改稱。

水産廳は從前通り。

ハ、食糧管理局は、食品部をとり入れ食糧廳と改稱。

四、通 商 産 業 省

從來商工省の行政方向國內經濟中心主義を國際通商中心にきりかえ、機構の根本的改組を行い、本省通商關係部局と輸出品生産原局から構成された。

イ、本省を一官房八局とした。

ロ、特許局を特許廳に、工業技術中小企業の二廳を存置。外局貿易廳を基幹部に吸収、國內資源行政を資源廳として外局に出した。

四、運 輸 省

從來運輸省の鐵道事業を公共企業體として日本國有鐵道公社に行わしむるため行政と企業を分離し、その性格は事業官廳より監督管理行政官廳に變つた。

二總局一局の下に十三局四部あつたのを六局六部に壓縮。

四、郵 政 省、電 氣 通 信 省

從來逓信省の郵政、電氣二行政をそれぞれ二省に分離。この分離改組は昨年すでに法律で確定。

四、勞 働 省

勞働統計調査局を大臣官房の勞働統計調査部としたほか現狀どおり。

四、建 設 省

六局を五局にした。

イ、建築、特別建設局を廢し、住宅局ができた。

ロ、總務局が管理局になつた。

四、經 濟 安 定 本 部

總理廳の外局だつたものを省省なみの機關として獨立させ、物價廳、外資委員會を外局として吸収。

片々録

島めぐり記

六月五日から水産委員一行七名は焼尻、天賣、利尻、禮文の四島を巡回視察した。水産委員が島廻りに出かけたのは久しぶりなので、島々の業者は到る處で集會して活潑な質問があつた。離島はこゝ十年間不漁なく、豊漁續きなので定めし北海道の模範漁村になつて居ると思つて居たが、漁業だけでは經濟發達は充分に達成出来ないものである事を實際に教育された感があつた。漁期に入れば數百、數千のヤン衆が入り込んで漁は湧き返る忙しさを郵便局長も學校の先生も、醫者も働ける人は猫の手まで借りたい。然し漁期が過ぎれば尾布、アワビ、天草など小舟で採取し全く平和な桃源境となる。こうしたことを明治十年頃から今まで繰り返して居る住民は何となく落ちつきのある平和漁民であつた。

△焼尻島は東西一里三十町、南北十六町、周圍三里の孤島に人口二千四百餘人、漁期ともなれば四千人にも近くなるこの小さな孤島に雲雀丘公園と言ふ天然林があつて、水松が一面に繁茂し、國立公園としても恥かしくない景勝地がある。漁獲高は一億圓乃至一億五千萬圓もあつて、一人當り五萬圓以上あるので今年には相當巨額の税金が賦課され島の人達は今更ら娑婆の風の冷たいのに驚ろいて居た。島は小さいが如もあつて野菜は自給出来る。

△天賣島はその西二哩位の所に大きさも同じ位の島だが西海岸は斷崖絶壁で保護島、オロロン島が春になると飛んで来て巢を作る。この島はペンギン島の小さい様な島で何處から來るかわからないが、産卵の爲めにこの孤島に集まる。ペンギン島は南極にだけ棲息すると聞いて居るのでこのオロロン島も多分南極から飛來するとも言われている。この二つの島には極めて不完備の船入洞だけであるので、島民は一も二も港灣と鰈の枠の引入洞とを熱望している。今年はこの附近一帯に北上の鰈漁船が數百隻集まつて來て切角群來の鰈を分け取りされたのでお蔭でこの島は不漁であつたとコボして居つた。島は漁場の母船の様な役目であるから島として特殊な經濟上の立場を發達さして行く必要がある。島にも昭和二十二年から始めて電燈が付いた。眠れる島は今や北海漁場の中心となつて大きく認識され様として居り、又經濟的にも今後の變化は相當に激化されるのではあるまいか。

△利尻島に向つた先ず仙法志村に上陸政泊船入洞促進の熱心な陳情を聞いた、鰈の枠取りが安全になれば建網業者の漁獲高六千萬圓は一躍二倍となる一年六千萬圓の利益が生ずるから、一日も早く完成されたいと全く島の經濟は築洞の如何に依存して居る。自動車で鬼崎村に入り一泊、翌日鷲泊に巡回し沓形に着く、利尻島の四カ村は島を四分して人口は何れも三千五百名位で、其の漁獲高も各村とも一億圓前後である。土地は火山灰であるが決して地質は悪くない。牧場經營、農業經營、林業も力さえ入れれば發達する要因は充分に備わつて居る様に思われる。利尻富士は、何かしら歐米

の名畫でも見る様な景色であつた。白雪は麓まで白い線を引いて萬年雪であるといつて居る。利尻島は冬期の積雪は一丈にも達する事がある。陸の交通も夏だけで、冬は樺太犬の橋を使用する。將來速力の早いライター船が必要ではないかと思う。

△禮文島は高い山はないが海岸にも平地がない西海岸を船で廻つた海岸の斷崖下に漁舎が人跡未踏の谷間にあつて數箇の建網がある。禮文船舶港は思つたより完備された築港であつて何だか樺太に來た様な新しい土地だ、漁田開發の一隊も相當活動して居る。

香深は禮文の函館であつて古い漁村だが背後地がない。

こゝは昭和二十三年金環蝕で著名となり、當時の白亜の洋館が海岸に残つて居る。香深の後方に傳説の桃岩山がある、桃狀の岩山で全山高山植物で道内高山植物二千種の内百三十種以上がこの八百尺の岩山に集つて居る。五月、六月は香氣馥郁として鮮麗神祕の花園となるとこゝの一夜を名残りとして島を去つて稚内に歸る。

市制祝賀の御祭り最中であつた。この石行崎水産副委員長が萬事につけ指導案内されたことを厚く感謝してこの稿を擱く。(T・M生記)

▲請願の取扱について

地方自治法第二百二十四條によつて議會議員一名以上の紹介があれば何人も議會に對し請願する事ができますが、こゝに若干取扱例と希望とを掲げて見たいと思ひます。

先ず道議會が請願として取扱つて居るものは大

圖書目録(北海道議會圖書室)

著譯者

政治、法律

日本社會黨の進路	私たちの民法	勞働法概説	勞働關係調整法解説	勞働基準法解説	政界五十年史	學問と政治	米國の政治と經濟政策	世界政府經濟年報 第二輯	新刑事訴訟法概論	新憲法附法講座	アメリカの地方自治制度	議會制度論	日本政黨誌	公務員法と新給與法	新憲法の基本原理	國際連合	改正國家公務員法	現代政黨論	教育公務員特別法	都市警察のはなし	地方自治法精義	國家公務員法の解説	企業民主化法全集	輿論と政治	國家と階級	政治の實踐的性格	勞働組合法	行政法各序論	
布施陶一	穗積重遠	岩澤誠	吉武惠助	勞働基準局	岩淵辰雄	別技達夫	都留重人	世界週報編集部	小野清一郎	蠟山政通	弓家七郎	美濃部達吉	白木正之	白井俊郎	美濃部達吉	社會科文庫	淺井清	稻垣達夫	辻田力	上原誠一郎	金丸三郎	總調理	行政調查部	時事通信社	社會學大系	社會學大系	吉富重夫	松井太郎	杉村彰三

は差支ないが、請願されても採否の決定には非常な困難があり、寧ろ決定権を有する教育委員會に請願するべきものと考えられるのであります。最後に實際提出された請願には

議員の紹介のないもの
文意の判然しないもの

内容が請願と認められるもので、陳情、歎願意見又は決議の名で提出のもの、陳情、歎願等が相當ありまして、取扱上困難なことがありま

す。そこで前書きの諸點をお考えいただくと共に次の點についても御留意の上提出願いたいと存じます。

一 書式 一定の方式はありませんが要旨(その目的と)理由(必要とする内容)を簡明に記載するようにして下さい。

一 請願者の住所氏名及び紹介議員の氏名(市町村の請願でも)を記入し、夫々捺印の上提出することになつております。

これがないと採擇又は不採擇の結果を通知することも出来ません。

一 請願書は議長宛に郵送されても持参されても差支ありませんが、議會の閉會ぎわに提出されますとその議會では委員會の付託に間に合わな

いことができます。

體その事件が道の意思によつて決定できる範圍のものであります。これは本會議に上程されますが、その外のもの例えば、鐵道を敷いてほしいとか、政府から補助金を出してほしいとか、國が定めた法令の改正を望むとか、私營の或る工場や、國の或る機關を存続させてほしいとか云うものは請願として取扱つてはおりません。

これ等は單なる陳情として常任委員會に回付することにいたしてあります。

次に市町村の境界を變更してほしいとか、村を町に、又は町を市にしてほしいとかいふ、請願を出されませんが、これ等は自からの市町村と關係市町村が先ずその意思を決定して知事に申請し、知事から議會に提案されるものでありましてこの手續によらず議會に請願として提出されても採否を決定する譯にはいかなないのであります。

従つてこれ等はその事件を促進させる趣旨において陳情として提出されることは差支ないものと考えます。

又道立學校の設置や、學校教職員の待遇問題等の請願についてもこのことを考えられるのであります。これ等の事件は従前と變つて道の教育委員會がこれを計畫し決定する権限を持つことになつたからであります。従つてこの決定の範圍においてのみ知事が議會に發案し議會はこれを審議するに止まるのであります。

この故に從來議會に設置の教育委員會乃至は文教委員會は廢止されたのでありまして、委員會、知事、議會の各権限を考へるとき、その善處と促進を求めするために議會に陳情書を提出されること

國民經濟學	波多野 鼎	經濟學入門	土方成美	新經濟讀本	朝日新聞社
經濟史概論	本庄 榮治郎	金融論入門	小島 昌太郎	北海道貿易總觀	貿易研究會
ミル經濟學原理	戸田 正雄	世界經濟の現勢	カリーネキ	ソヴェトの經濟學	堀江 邑一
同	同	地方財政	藤田 武夫	税の實際	栗原 一平
同	同	日本經濟の基本問題	土屋 清	地方税關係法令	高橋 泰藏
同	同	國際貿易論	關野 唯一	經濟學辭典	
同	同	各國の國民所得	汐見 三郎		
經濟組織と社會改革の倫理	同	日本經濟の再建	島本 融	◎社會、教育、衛生	
戰後の世界と日本經濟	同	經濟組織と社會改革の論理	氣賀 健三	新聞原論	小野 秀雄
現代日本經濟史講話	高橋 正雄	最近利子論研究	高田 保馬	天皇と木戸	作田 高太郎
財政學序説	土屋 喬雄	資本主義經濟計畫と社會主義計畫經濟	山田 雄三	現代讀書法	田中 菊雄
日本財政論 公債篇	岩野 昇次郎	經濟學一般理論	中山 伊知郎	讀書法	戸坂 潤
初學經濟原論	大内 兵衛	通貨改革に備えよ	野田經濟研究所	福澤論吉民情一新	高田 三郎
日本經濟の現實	小泉 信三	經濟と交通	社會學大系	日本民主化のあゆみ	時事通信社
貨幣的經濟理論の新展開	稻葉 秀三	スライド賃金	渡邊 年之助	與論調査	同
歐洲經濟史	高橋 泰藏	ゾムバルト近代資本主義	木村 元一	社會と文化の問題	松本 潤一郎
維新經濟史	大淵 彰三	體系經濟學辭典	高橋 泰藏	日本社會運動史	田中 惣五郎
經濟社會化の理論と實際	土屋 喬雄	事業と經營	川上 嘉市	社會學綱要	川邊 喜三郎
財政金融便覽	芹澤 彪 衛	會計の監査と分析	岩垂 至	世界社會論	高田 保馬
日本の資本主義 上	信夫 清三郎	株式相場の基礎知識	木村 孫八郎	社會政策要論	森耕 二郎
企業整備の理論と實際	經濟研究所	近世租税思想史	島 恭彦	社會問題の辭典	田畑 太郎
アジア貿易の展望	中國研究所	日本資本主義の成立	堀江 保藏	社會不安の考察	金井 章次
自由貿易理論の研究	貿易委員會	租 税 論	汐見 三郎	社會問題辭典	田畑 太郎
商業概論	小島 清	海運理論體係	佐波 宣平	社會學新講	松本 潤一郎
國際爲替論	上坂 西三	自由價格と統制價格	有井 治	社會政策概論	北岡 壽逸
原價計算提要	傍島 省三	經濟學 論	高田 保馬	教育要覽	文部省調査局
戰後日本貿易の概況	沼田 嘉穂	世界經濟學批判	松井 清	日本再建と教育	關口 泰
貸借對照表の理論	小室 垣夫	經濟再建と統制立法	我妻 榮	教育評價法	後藤 岩男
國際貿易憲章の研究	田中 耕太郎	國際貿易政策思想史	松井 清	人口問題と人口政策	北岡 壽逸
簿記原理大綱	赤松 要	國際貿易理論の研究	北川 一雄	社會政策(總論)	大河内 一男
契約の基礎理論	大平 善梧	國際爲替金融講話	堀江 薫雄	人口と民族	社會學大系
日本社會經濟史概説	上野 道輔	豫算決算制度要論	平井 平治	家族	同
貨幣論入門	石田 文次郎	資本主義と社會主義	土方 成美	社會問題 二十四講	平 凡 社
	本庄 榮治郎				
	高垣 寅次郎				

教育と權威
交通概論
衛生第一
アメリカの高等教育
農村民主化
農村民主化の諸問題

◎労働、産業

労働法のはなし
労働基準法正解問答集
労働法入門
職業と組合
労働組合ノート
賃金はいかにきめられているか
石炭

我國産業の現勢(第二)
(第三)

工業經濟入門
北海道の農村と文化
労働法の基本問題
労働基準法關係法令實務便覽
失業對策と公共事業
世界労働の現状
今日の給與問題
労働運動見たま
家族形態と農業の發達
工業概論
戦後農村の實態と再建の諸問題
農村電化
北海道の農業
日本農業經濟論
農地制度改革について
農地制度解説

田中耕太郎
佐波宣平
高野六郎
飯野紀元譯
波多野鼎
近藤康男

アメリカの公務員組合
經濟再建と失業問題
農業問題序論
日本漁業史
中小工業の本質と展開
歐洲諸國の賃金趨勢及賃金政策
機械化農村
病虫害防除相談

◎哲學、科學、宗教、思想

末弘嚴太郎
小星玲
林信雄
社會學大系
龜田東吾
稻葉秀三
山口正吾
時事通信社
同
沖中恒幸
吉田十四雄
吾妻光俊
國際労働
法制研究所
野田卯一外三名
寺西五郎
今井一男

歐洲思想大觀
宗教便覽
哲學小辭典
思想の内亂
百万人の哲學
論理學
唯物史觀講話
現代米國の研究
帝國主義研究
毛澤東の思想
二つの世界
社會思想と理想主義

◎歴史、傳記、地誌

勞農記者會
古島敏雄
西田博太郎
小野武夫
弘山尙直
吉田十四雄
近藤康男
金田英夫
時事通信社

北海道拓殖史
北海道の開拓と開拓者
尾崎行雄傳
マルクス死後五十年
米國三衛人の生涯
ソヴェート印家
吉田茂
福井震災誌
府縣制度の資料

宮孝一
菊池春雄
宇野弘藏
山口利雄
山中篤太郎
生沼曹喜
鑄形末彦
郷土と開拓
我が國土
福翁自傳
概説西洋歴史
聖德太子正傳
新しい歐洲
滯日十年
三重縣會史
兵庫縣會史

◎文藝、趣味

金子馬次
日本宗教聯盟
甘粕石介外
ウイリアム・マ
ステロ
山崎謙
紀平正美
永田廣志
高木八尺
矢内原忠雄
岩村三千夫
山本文次郎
河合榮次郎
高倉新一郎
同
伊佐秀雄
小泉信三
高木八尺
丸山政男
飯島實
福井縣
續隨筆 北海道
今日と明日
思索の窓
戦争の放棄
我が思ひ出
未來の旗
異國北海道
ソ連二十話
寒さと生活
米
國語と文化
自滅の戦ひ
ソ連外交三十年
生きたソ連を見る
日本の心
日本の表情
ユネスコの解説
第二貧乏物語
ペスタロッチ
ロシヤ群像
ウラルを越えて
ベン偽らず

高倉新一郎
田中啓彌
福澤諭吉
龜井高孝
笠信太郎
グール
三重縣
兵庫縣
更科源藏
佐藤信衛
同
横田喜三郎
徳田球一
新居格
代田茂
尾形昭二
柳壯一
上山文三郎
安藤正次
渡邊鈇藏
尾形昭二
日ノ親善協會
小泉八雲
朝日評論
箕輪三郎
河上肇
福島政雄
布施勝治
樋口欣一
朝日新聞社

征 服 者
群衆の悲劇
人間藤村と作品

アンドレ・マル
ロネ
戒能通孝
藤井悦雄

◎統計年鑑、名鑑、辞典

一九四八時事年鑑
廣 辭 林

時事通信社
金澤庄三郎

新しい文書の手びき
公文用語の手びき
明解國語辭典
現代新語辭典

國語研究會
東京鐵道局
新橋管理部
金田一 京助
日本チャイナリ
スト 聯 盟

石炭労働年鑑
コンサイス英和辭典
新國會議員錄
現在出版文化人總覽
統計學入門
全國市町村便覽
世界政治經濟年報

時事通信社
日本出版協
同株式會社
寺尾琢磨
日本地方行政研
究所
世界週報編集部

◎寄贈圖書

書 名
北海道第二期拓殖計畫實
施概要
同上

著譯者
北海道人
田中 信夫
同

寄贈者
連合軍最高司令
部民政局地方課

Essentials of American
Government

◎其他

各都道府縣公報
冬期間の生活損失の實態
東洋經濟新報(月報)
出版ニユース(月刊)
労働組合調査報告

日本海運復興計畫第一次五ヶ年計畫書
配電事業都道府縣營基本方針說明書
電氣事業再成に伴う配電事業都道府縣營問題について
社會保障制度の勸告

新警察情報(月刊)
試驗場時報
道政弘報(月刊)
臨時國勢調査結果
北海道經濟新報(月刊)
終戦後における物價生計費及賃金の推移
時事通信(日刊)
豊水期を迎へて石炭要素生産状況と増産対策
歐洲諸國の賃金趨勢及賃金政策
學校建築物建築統計表

北 勞働時報(月刊)
電氣供給規程
電氣事業再編成計畫案
農村問題の研究
建設月報
北海評論(月刊)
東京都議會月報(月刊)
議會時報
北海教育情報(月刊)
同盟情報(月刊)
札幌地方物價事務局公報
裁判所時報
自治日報
製粉工業通信
北海水産
自治研究(月刊)
缺勤及び労働異動のA、B、C
事業概況

北 勞働時報(月刊)
電氣供給規程
電氣事業再編成計畫案
農村問題の研究
建設月報
北海評論(月刊)
東京都議會月報(月刊)
議會時報
北海教育情報(月刊)
同盟情報(月刊)
札幌地方物價事務局公報
裁判所時報
自治日報
製粉工業通信
北海水産
自治研究(月刊)
缺勤及び労働異動のA、B、C
事業概況

所在地管轄區域一覽
薪炭需給調整規則の要點
道 住宅基準(住宅設計の指針)
北海道における麥類雪腐病原菌の分布に關する研究
労働統計月報
警察研究(月刊)
官報集錄
政治教育叢書
パリー計算と米價
朱業対策上公共事業
平和突城
一九一四一三三三及一九三九一四四年における戦時及
び戦後の賃金物價並びに労働時間
住宅組合法の解説
地方綜合開發の指針
河 (治水の昔と今)

都市再建と區畫整理
住宅緊急措置令の解説
職業問題研究
規約及諸規則
自治時報(月刊)
官報

昭和二十四年七月三十日發行
北海道議會時報 第一卷第三號
編集 北海道議會事務局調査課
發行 北海道議會事務局
電話 一、八二〇番

北海道議會時報

第一卷第三號
編集 北海道議會事務局調査課
發行 北海道議會事務局
電話 一、八二〇番